

方法書の審査書(案)

No.		
事業名		(仮称)大潟村風力発電所新設事業
事業者名		サミットエナジー株式会社
事業実施区域		秋田県南秋田郡大潟村
事業 特 性	事業の内容	風力発電所設置事業 ・風力発電所出力:100,000kW ・風力発電機の台数:2,500kW×40基 ・ブレード中心高さ:80m ・ローター直径:102m
	工事の内容	・工事用資材等の搬出入として、一般工事用資材、風力発電機等の長大物及び工事関係者の通勤がある。なお、残土については、有効利用を検討している。 ・建設機械の稼働として、基礎杭工、基礎砕石、コンクリート打設、風車組立工事等がある。
地 域 特 性	大気質	対象事業実施区域周辺の測定局は、一般環境大気測定局3局が設置されている。二酸化窒素、浮遊粒子状物質とも、すべての測定局で環境基準に適合している。
	騒音・超低周波音	対象事業実施区域周辺の自動車騒音の常時監視は、平成23年度では一般国道285号の五城目町字石田六ヶ村包堰添で実施しており、評価区間で全戸が昼間・夜間とも環境基準を達成している。
	振動	秋田県では振動の常時監視を実施していない。
	水質	<p><河川水質> 環境基準の類型指定は、豊川(豊川橋)がB類型であり、他の河川はすべてA類型である。生活環境項目については、約半数の地点で環境基準を満足していない状況である。なお、健康項目は、全地点とも環境基準を満足している。</p> <p><湖沼> 八郎湖の承水路及び調整池に測定地点が設定されA類型があてはめられている。健康項目は全地点で環境基準を満足しているが、生活環境項目は全地点、全項目とも環境基準を満足していない。</p> <p><海域> 対象事業実施区域周辺の6箇所の測定点にはすべてA類型があてはめられている。健康項目は環境基準を満足しているが、生活環境項目は基準を満足していない。</p> <p><地下水の水質> 男鹿市野石の一般飲用井戸は硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準を満足している。また、三種町志戸橋の井戸では、カドミウムほか24項目すべてについて環境基準を満足している。なお、継続調査が行われている井川町浜井川の1箇所については、塩化ビニルモノマーとトリクロロエチレンが環境基準値を超過している。</p>

底質	対象事業実施区域及びその周辺における底質の状況に関する既存の測定結果は、文献資料にはない。
地形・地質	<p><地形の状況> 対象事業実施区域は能代平野に位置しており、なだらかな海岸線を呈する日本海に面している。なお、対象事業実施区域のほとんどが干拓地である大潟村に位置しており、海拔0m以下となっている。また、周辺には、八郎湖をとりまくように三角州や湖岸平野があり、被覆砂丘や砂礫段丘なども帯状に分布している。</p> <p><地質の状況> 対象事業実施区域及びその周辺の地質は、表層は礫・砂・泥がち堆積物などの未固結堆積物、その下には砂礫層細粒～中粒砂層、黒色泥岩層、硬質泥岩層、白色～緑色凝灰岩などが分布している。国道7号以東は表層下に火山岩類が分布している。</p>
動物	<p>対象事業実施区域及びその周辺における動物相の概要は、哺乳類8種、鳥類161種、爬虫類4種、両生類14種、魚類40種、昆虫類318種の合計545種が確認されている。確認種のうち重要な種は、哺乳類2目2科2種、鳥類10目17科36種、爬虫類は該当無し、両生類2目2科4種、魚類4目6科12種、昆虫類4目10科22種の合計21目35科71種が重要な種として確認された。</p> <p>八郎湖及び干拓地の水田地帯は「第1回自然環境保全基礎調査 すぐれた自然図」(環境庁, 昭和51年)では「水鳥及び水辺の鳥及び草原性鳥類の生息地」としてとりあげられている。</p>
植物	<p><植生の概要> 対象事業実施区域が位置する八郎潟干拓地は、水田雑草群落が多範囲に分布しており、部分的にヨシクラスが分布する単純な植生状況である。なお、干拓地内にある道路や水路沿いには外国産広葉樹林(サクラ)が連続的に植栽されている。</p> <p>海成段丘で小高い台地となっている場所には、クロマツ植林、ブナクラス域自然植生であるケヤキ群落、ブナクラス域代償植生であるクレーミズナラ群落及びカスミザサクラコナラ群落がモザイク状に存在している。</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺に生育する可能性のある植物の概要は、維管束植物(シダ植物及び種子植物)が146科809種である。</p> <p>重要な種は、37科62種が確認された。</p>
生態系	<p>対象事業実施区域及びその周辺は、干拓地の水田雑草群落がその大半を占め、水路付近にはヨシクラスが、市街地周辺には畑地雑草群落が分布している。また、干拓地周辺の丘陵地帯には、クロマツ、アカマツ、スギ植林からなる人工林の中にとケヤキ群落、クレーミズナラ群落及びカスミザサクラコナラ群落等がモザイク状に分布している。</p> <p>畑地雑草群落とススキ群集などの乾性草地は、対象事業実施区域及びその周辺で占める割合は少ない。これらのことから対象事業実施区域周辺の生態系は、湿性草地環境を基盤に成立しているものと推察される。水田雑草群落、ヨシクラス及び畑地雑草群落に生育する植物を生産者として、第一次消費者としてはバッタ類やチョウ類等の草食性の昆虫類やノウサギ等の草食性の哺乳類及びヒバリ、コジュリン、オオジュリン、コヨシキリなどの草原性鳥類が、第二次消費者としてはトンボ類等の肉食性昆虫類等が存在する。第三次消費者としてはスズメやキツツキ類等の鳥類、ネズミ類やニホンリス等の小型哺乳類、カエル類やカナヘビ等の両生・爬虫類が、第四次消費者としてはシマヘビ等のヘビ類が存在し、さらに、これらを餌とする最上位の消費者としてトビ、オオワシ、サシバ等の猛禽類やタヌキ、キツネ、イタチ、テン等の中型哺乳類が存在する。</p>

景観		<p><景観資源の状況> 対象事業実施区域周辺には、海食崖、自由蛇行河川、海成段丘、湿原等が16箇所分布し、南西には男鹿国定公園が存在している。 市町村要覧・観光関連資料等に記載されている景観資源は、「大潟村桜並木」、「八郎湖と大潟村の田園風景」、「日本国花苑」、「梅の里」などの6件があげられる。 対象事業実施区域には、景観資源として「八郎湖と大潟村の田園風景」、「大潟村桜並木」、「菜の花ロード」が含まれる。</p> <p><主要な眺望点の状況> 対象事業実施区域及びその周辺における主要な眺望点は、「ことおか道の駅」、「大潟村公民館展望台」、「寒風山」などがあげられる。</p>
	触れ合いの活動の場	対象事業実施区域及びその周辺には、海水浴場が3箇所、自然歩道4コースのほかキャンプ場や野鳥観測ステーションなどが存在している。
	廃棄物等	対象事業実施区域を中心とした半径50kmの範囲における中間処理施設及び最終処分施設の施設数は中間処理施設が44施設、最終処分施設が7施設ある。
	その他 (教育・医療・福祉施設の配置状況、公園指定等環境保全地域区域指定状況、既設風力設置状況等)	<p><学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況> 対象事業実施区域の南側飛地の敷地境界から東約500m付近にある秋田県立男鹿工業高等学校が、対象事業実施区域に最も近い施設となっている。</p>
環境影響評価の項目	参考項目との差異	別紙参照
調査・予測・評価の手法		方法書P.179～P.218参照
住民意見の概要及び事業者見解・関係都道府県知事意見		住民意見の概要及び事業者見解：資料2-4-3参照 関係都道府県知事意見：資料2-4-4参照
審査結果		環境審査顧問会風力部会の御意見を聞いたうえで、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について必要な意見を記載。
備考		本審査書は事業者から届出された環境影響評価方法書を基に作成したものである。

表 4.1-2 対象事業に係る環境影響評価の項目

環境要素の区分				影響要因の区分			工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用	
				工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	地形変化及び施設の存在	施設の稼働		
環境の自然的要素構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○					
			粉じん等	○	○					
		騒音	騒音	○	○				○	
			低周波音						○	
	振動	振動	○	×						
		水環境	水質	水の濁り		×	○			
	その他の環境	地形及び地質	底質	有害物質		×				
			重要な地形及び地質					×		
		その他	風車の影						○	
			電波障害						○	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）				×		○		
		海域に生息する動物				×	×			
	植物	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）				×	○			
		海域に生育する植物				×	×			
	生態系	地域を特徴づける生態系				×		○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び観光資源並びに主要な眺望景観					○			
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		×			×			
環境への負荷の量により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物				○				
		残土				×				
	温室効果ガス							○		

注) 1. [] は平成 24 年 7 月 31 日経済産業省令第 57 号の別表第 5 の参考項目であることを示す。
 2. 「騒音」、「低周波音」、「電波障害」、「地形及び地質」、「動物」、「植物」、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」は「風力発電のための環境影響評価マニュアル（第 2 版）」（独立行政法人新エネルギー・産業技術統合開発機構，平成 18 年 2 月）において選定することが望ましいとされている項目である。
 3. 「○」は、環境影響評価の項目として選定する項目であることを示す。